

史料群番号 87

史料群名	さがわ いちべえ 佐川市兵衛家文書	旧所蔵者	(佐川助三郎)
探訪時住所	山口県熊毛郡佐賀村佐合島		
現在の住所	山口県熊毛郡平生町		
探訪年月	昭和26 (1951) 年4月 (5月)		
史料の年代	天明6 (1786) 年～文政3 (1820) 年	史料の 総点数	11点
年代の内訳	近世 11点	筆写稿本	あり
既刊行目録	(「1951年8月 漁業制度資料目録 第5集 内海篇Ⅱ 日本常民文化研究所・水産庁資料整備委員会」)		

収蔵にいたる経緯

探訪書類の中に「佐川助三郎家文書」と書かれたものがあり、これは「漁業制度資料目録 第5集」に目録も載せられ、すでに返却されている。一方、本史料群の11点の史料は、すべて「御廻状写」の綴で、「漁業制度資料目録 第5集」にも掲載されており、住所地あるいは佐川という姓も一致していることから、本史料群は、おそらく佐川助三郎家文書の一部と考えられる。なお、「佐川市兵衛家文書」の名は、水産資料館に収蔵されていた時代に、史料に主に登場する名から付けられたと思われる。

史料群の概要

探訪地の佐合島(さごうじま)は、熊毛半島の西海、周防灘上に浮かぶ島である。近世から明治22年までの村落名は大島郡佐合島で、それ以降は熊毛郡佐賀村に編入され、昭和30年に平生町の大字となった。近世の佐合島は田畑は少なく、漁業に多くを依存した。鰯網、吾智網を営む他、九州沿海の鯨組に出稼ぎ出漁するものも多かった。

佐川助三郎家について、「漁業制度資料目録 第5集」に「佐川氏は同地旧庄屋、畦頭。庄屋文書。同島のあらゆる関係の文書が大切に保管されている」と記されている。中央水産研究所に残る11点の「御廻状写」は天明6年から文政3年までのもので、「廻状」は「廻文」などとも呼ばれ、近世では領主あるいは代官が支配下の村々に命令を伝える時の文書を指すのが一般的である。廻ってきた命令を、「御廻状写」「御用留」に写し取り次の村に廻していた。

